

しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど  
**心身障害者扶養共済制度に**  
ねんきんう  
**かかる、年金を受けている**  
みなさま  
**皆様へ**

ねんきんじゅきゅうしゃ  
**年金受給者**



しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど  
**心身障害者扶養共済制度に**  
てつづとう  
**かかるお手続き等に**  
かん  
**関するお知らせです**



## 心身障害者扶養共済制度とは？

せいど

### ●この制度は…

障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛け金を納付することにより、保護者が万一死亡したときなどに、障害のある方に終身一定の年金を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく

### ●年金額は…

1口加入の場合	月額2万円(年間24万円)
2口加入の場合	月額4万円(年間48万円)



各種お手続きは、  
お忘れなくお願ひします。

●各種の手続きや年金の管理が困難な場合は、「年金管理者」を指定し、手続き等をその方にご協力いただくこともできます。

●「年金」を確実に受取るために、各種手続きは、必ず行なってください。



## 心身障害者扶養共済制度にかかる年金を確実にお受取ください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせいで

心身障害者扶養共済制度は、障害をお持ちの方を扶養されていた加入者がお亡くなりになった場合などに、障害をお持ちの方に終身の年金が支払われるという任意加入の制度です。

しょうがい

ねんきん しきゅう

年金が支給されるようになってからも、年金を続けて受取るための手続き(現況届など)をとらないと、すみやかに年金をお支払いできない場合があります。

かにゅうしゃ かた せいど かにゅう  
加入者の方がこの制度に加入していく  
いし くと て  
ご意思をお汲み取りいただき、お手  
つづ わず ねが  
手続きはお忘れのないようにお願ひいたします。

ねんきん かんり てつづ こなん  
なお、年金の管理・手続きが困難に  
ぱあい ねんきんかんりしゃ せいど  
なった場合は「年金管理者」制度がありま  
てつづ そだん まどぐち そだん  
すので「お手続き・ご相談の窓口」まで、ご相談  
ください。



てつづ  
このようなときは、すみやかに お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ じゅうみんひょう うつ  
**毎年5月、現況届と住民票の写しを**  
ていしゅつ  
**提出してください。**

ひつようしょるい  
**必要書類**

- ねんきんじゅきゅうけんしゃげんきょうとどけしょ  
**●年金受給権者現況届書**
- じゅうみんひょう うつ がつ い こう はっこう  
**●住民票の写し(4月以降に発行されたもの)**

ちゅうい  
**ご注意**

- ていしゅつ ばあい ていしゅつ う あいだ  
**●ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、**  
ねんきん さと  
**年金が差し止められます。**

とどうふけん してい とし てつづ こと  
都道府県・指定都市によって、手続きが異  
はあい  
なる場合があります。

ていしゅつ  
**提出**  
あり

ねんきん  
**年金**  
ぞっこう  
**続行**

ていしゅつ  
**提出**  
なし

ねんきん  
**年金**  
さしとめ  
**差止**

つぎ がいとう きかん ねんきん  
**次に該当する期間の年金は**  
しほらい  
**お支払しません。**

- ねんきんじゅきゅうしゃ しょざい ひとつき いじょうふ めい  
**●年金受給者の所在が一月以上不明のとき**
- ちょうえきまた さんこ けい しょ けい しごう う  
**●懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき**
- にほんこくない じゅうしょ ゆう  
**●日本国内に住所を有しないとき**

ねんきん  
**年金**  
ていし  
**停止**



このようなときは、すみやかに お手続きを行ってください

けっこん なまえ  
結婚などでお名前が  
かわったとき

ねんきん う と  
年金を受け取っている  
きんゆう き かん へんこう  
金融機関を変更したい、  
または変更したとき

じゅうしょ  
住所がかわったとき

こうざ へんこう  
口座を変更したい、  
または変更したとき

ねんきんかん りしゃ してい  
年金管理者を指定したい、  
または変更したいとき

た  
その他

とどうふけん してい とし  
\*都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合があります。

## てつづ そだん まどぐち お手続き・ご相談の窓口

せいど とどうふけん していとし じょうれい  
この制度は都道府県・指定都市の条例に  
じっし  
もとづいて実施されています。

てつづ そだん  
お手続き、ご相談は、

●市区町村

●福祉事務所

●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う  
で、お受けしています。

## こじんじょうほう とりあつ 個人情報の取扱い

しんしんしようがいしゃ ふ よう きょうさいせい ど もと と どうふけん  
心身障害者扶養共済制度に基づき、都道府県  
じ ついと し し え かにゅうしゃ ほ ご しや しょ うがい  
指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害の  
かたおよ ねんきん かんり しや こ じんじょうほう ほんじょうれい  
ある方及び年金管理者の個人情報は、本条例  
さだ り ようもうくてい がい し ょう  
の定める利用目的以外に使用することはありません。

  
どくりつぎょうせいほうじん ふくし いりょう きこう  
独立行政法人 福祉医療機構  
(平成27年4月1日作成)



\*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・  
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。